

Q. 外注費と給与の違いはどのような所にありますか？②

①でお伝えしたとおり、外注費なのか給与なのかは非常に難しい問題ではありますが、判別するための基準を列挙すると、下記のようになります（あくまでも総合的に判断することにご留意ください）。

①会社への属性

その会社の仕事を行う場合、その会社の承諾を要するかどうか

②業務の裁量権

個々の作業について指示を受けるか、その人の代わりに他人へのアウトソーシングが許容されているか

③勤務形態

勤務時間、勤務場所の拘束を受けるか

④支払形態

- ・ 定期の月額払い等によるものか、または完成従量によるものか
- ・ 定期昇給・退職金の支給等の取り決めの有無
- ・ 残業手当等、賞与支払いの取り決めの有無
- ・ タイムカード、出勤簿管理の有無
- ・ 請求書発行の有無
- ・ 支払日が会社の従業員への給与支払い日と同じか、外注先に支払う日と同じか

⑤福利厚生面

- ・ 社会保険の加入・厚生施設の利用など、従業員との取扱いに差があるか
- ・ 忘年会などに出席して会社負担になっているのか、自己の負担によるか

⑥その他

- ・ 原材料・作業用具の支給状況、経費の負担状況
- ・ 引渡し未済品の不可抗力により滅失の場合の、その報酬請求権

外注費として処理していることに悪意はなくとも、税務調査では上記の基準から判別され、否認指摘を受けることもあります。

外注費としたいのであれば、以上の基準を再度チェックし、給与だと言われたいよう準備しておく必要があるのです。

（平成25年9月掲載：この記事は掲載時点の法令等に基づいて記述しております。）